

別紙 1

地方発「小さな世界企業」ドラマ化事業（福井県）におけるドラマ制作業務委託仕様書

1 目的

この業務は、地方の中小企業のイメージアップを図るため、都市部の学生など多くの若者に訴求力のあるインターネット配信ドラマを制作することにより、福井県をはじめとする地方へのU・Iターンを促進するものである。

2 業務概要

地方の中小企業のイメージアップとなるインターネット配信用のドラマ映像の制作
ドラマ制作やPRに付随する業務

3 内容

福井県内の中小企業をモデル（舞台）とし、そこで活躍する若者を主人公に、視聴した人に感動を与えるなど好印象・インパクトを与えるストーリーのドラマを制作。地方企業や地方での暮らしの魅力を伝え、イメージアップを図り、都市部の若者等に地方企業への就職の意識を高め、U・Iターンにつなげる。

【ドラマ等の条件】

- ①ドラマの主演には、若者が魅力を感じるような全国的に認知度の高い俳優を採用すること
- ②福井県の県民性や暮らしぶりなど「福井県」らしさを表現すること
- ③YouTubeなどのインターネットサイトにおいて視聴しやすいよう、3分程度の映像にまとめること
- ④モデルとする企業については、原則として、福井県産業労働部地域産業・技術振興課が制作した「『実は福井』の技」の中から選定すること
- ⑤特定の企業の宣伝となるような内容にしないこと

(1) 事前打合せ

契約締結後、速やかに委託内容の確認および構成素案に関する打合せを行う。また、その後も、必要に応じ打合せを行い、受託者と「ふるさと知事ネットワーク」共同事業実行委員会事務局（以下「事務局」という。）の間で意思疎通を図ることとする。

(2) 脚本作成

企画提案において、予定される脚本家（脚本家については、氏名・略歴等を含む）や想定されるシナリオについて、具体的に示すこととする。

また、受託者は契約締結後に速やかに脚本作成に着手するとともに、事務局と協議しながら必要な調整を行うものとする。

(3) 出演者

- ①企画提案において、映像に出演する人物（主演およびそれに準ずる者に限る。）について、その氏名・略歴に加え、ドラマにおける具体的な役割等を示すこととする。あわせて、その俳優について、20代の若者への訴求力も示すこととする。

②出演者については、事務局が別途発注するこのドラマのプロモーションにできる限り協力するよう努めなければならない。

③主演の俳優またはそれに準じる者（少なくとも1名）が、平成28年2月11日（木・祝）に東京都内で行うドラマの完成発表イベント（30分程度のトークショー）に参加すること。

(3) 発表記者会見

クランクイン前に、福井県庁または東京都内において、制作発表記者会見を開催することとし、主演の俳優などのキャストも出席すること。

(4) 取材、撮影等

①映像の作成に当たっては、スケジュールや内容など、事務局と協議の上、進めること。

②素材の収集（取材、撮影を含む）に当たっては受託者において行うこととし、必要な機材、ディレクターおよびカメラマンなどの体制を整えておくこと。

③福井県におけるロケを実施すること。

(5) 完成した映像のPR方法等

①受託者は、事務局が別途発注するこのドラマのプロモーション業務に協力すること。

②制作するドラマのYouTubeにおける再生回数の目標は10万回とし、これを達成するため、プロモーション業務の受託者と連携し、最大限の努力をすること。

③受託者は、事務局が発注する同様のドラマの受託者ともプロモーション等において連携・協力すること。

4 制作物

(1) ドラマの内容について

①ドラマは3分程度のものを基本とするが、別に10分程度の詳細版を作成することも可能とする。また、本数についても制限は設けない。

②若者が強い関心を持つような要素や、話題性のある要素を盛り込むこと。

③出演者、脚本（台本）、シナリオ、構成、映像、音楽、演出等全体を通じて、視聴者を飽きさせない質の高いものであること。

(2) 映像について

①フルハイビジョン相当以上の解像度とすること。画面サイズはワイドサイズ16：9。

②構成上不足する映像について、受託者が必要に応じて既存のものを活用しようとする場合、事務局と事前に協議を行うこと。

(3) 編集について

①使用する音楽はオリジナルまたは著作権等の一切の権利関係を受託者の責任で処理したものとし、BGMやインサート映像など効果的に使用すること。なお、著作権等の権利処理が必要な場合は見積額の範囲内で受託者の責任において行うこと。

②必要に応じて画像処理を行うことはできるが、公的機関が関与するのに相応しくない演出や、過剰な演出など、視聴者に誤解を招くものは認められない。

5 納品物（成果品）

①DVD（NTSC版・PAL版）

②掲載用エンドレスコードデータ 一式

③インターネット配信ファイル 一式

※「ふるさと知事ネットワークホームページ」および「YouTube」への掲載・公開を含む。

④映像シナリオ（紙・データ） 各1部

⑤その他、提案事項による成果物 一式

※最終、納品内容、個数については、後日受託者と打ち合わせを行う。

6 著作権等

①納品された映像および画像の著作権（著作権法第27条および第28条に規定する権利を含む）は福井県に帰属する。なお、当該映像および画像については、福井県が主催・実施等する企画において活用することがある。

②受託者はこの映像の原版（編集済みでないマスター映像を含む）の全てについて、原則として成果品納品後、2年間保管すること。

③上記の保管期限内における映像原版は、福井県の利用に供することを前提とする。福井県総合政策部政策推進課から原版提供の依頼があった場合には、委託者は依頼に応じるものとする。なお、その場合に係る経費の負担については、福井県総合政策部政策推進課と協議の上、決定するものとする。

7 留意事項

（1）一般的事項

①業務の遂行状況については、随時報告を行うこと。

②制作に際して必要な旅費等は、契約金額に含むものとする。

③委託業務期間中はもとより委託業務期間終了後も、当該業務で知り得た機密、個人情報等を第三者に漏らすことのないよう、厳重に取り扱うこと。

④成果品において、重大な誤りがあった場合は、受託者の責任において、回収、修正、再編集、制作等の必要な処置を講ずること。

（2）業務体制

①映像の撮影、編集加工、制作能力を十分有し、必要な取材・撮影等への対応のほか、映像制作等に関して、事務局と迅速かつ十分な協議を行える体制が整備されていること。

②事務局との連絡調整を行う責任者（プロデューサーおよびディレクター）を定めること。プロデューサーは統括責任、ディレクターは画像や映像、音声などのマルチメディア情報を制作する上で必要な知識と技能を有すること。

③事務局からの指示、問合せ、連絡に対して、速やかな対応を可能とすること。

④事務局と協議したスケジュールに基づき業務を行うとともに、変更があるときは、必ず事前に事務局と再協議を行うこと。

8 実績報告

委託業務が終了したときは、委託期間終了日までに委託事業の実績報告書を作成し、事務局に提出すること。

9 協議

この仕様書について疑義が生じたとき、または定めのない事項や細部の業務内容については、その都度、事務局と協議すること。